

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 17 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）
 - ・麻生金融担当大臣、あべ外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・緑川貴士君外 1 名（立憲、国民）提出の修正案について、提出者緑川貴士君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、宮本徹君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成一立憲、国民、社保、青山雅幸君（無） 反対一自民、公明、共産、維新）
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました
（賛成一自民、立憲、国民、公明、維新、社保、青山雅幸君（無） 反対一共産）
 - ・井林辰憲君外 5 名（自民、立憲、国民、公明、維新、社保）から提出された附帯決議案について、松平浩一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、維新、社保、青山雅幸君（無） 反対一共産）
（質疑者）松平浩一君（立憲）、緑川貴士君（国民）、宮本徹君（共産）、串田誠一君（維新）、野田佳彦君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

松平浩一君（立憲）

- (1) 仮想通貨交換業者の現状
 - ア 日本の仮想通貨交換業者における 2018 年の ICO（イニシャル・コイン・オファリング）の取扱数
 - イ 現在の登録済み仮想通貨交換業者数、みなし仮想通貨交換業者数及び新規参入の意向を示している業者数
 - ウ 暗号資産交換業における競争政策として適正な業者数の水準
- (2) 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（資金決済法等改正案）
 - ア 取扱業者が顧客に情報提供することが義務化される、ICOに係る事業の客観性及び適切性に留意した実現可能性などの情報の範囲
 - イ 金融庁への事前届出が義務化される新規取扱暗号資産について、既に実施されている自主規制を策定する認定協会との役割分担
 - ウ 利用者保護上の問題が生じない社内のみで完結するシステム構築や特定の事業者間におけるブロックチェーン技術を利用してトークンの発行をした場合の資金決済法上の規制の対象外となることの確認
 - エ 暗号資産による出資の取扱い
 - a 本改正案によりビットコイン等の暗号資産で資金を集める集団投資スキーム持分への出資が金融商品取引法上の規制の対象となることの確認
 - b 暗号資産が現行の出資法上の金銭に該当するかどうかの確認
 - オ 本改正案によりセキリティトークン（電子記録移転権利：収益分配型トークン）が、金融商品取引法上の規制対象となるが、資金決済法上の規制は重畳適用されないことの確認
 - カ 本改正案により電子記録移転権利は、原則として第一項有価証券としての開示規制が課されるが、流通性その他の事情を勘案して開示規制の適用除外となる要件

- キ 暗号資産による決済におけるクレジット業界におけるアクワイアラー（加盟店開拓や発行者の立替払いを行う業者）に相当する業者は暗号資産交換業者に該当しないことの確認
 - ク カストディー業者（暗号資産の管理のみを行う業者）
 - a アプリ提供のみで顧客の秘密鍵を管理しない業者は、本改正案による暗号資産交換業の登録を必要としないことの確認
 - b マルチシグネチャー（移転のために複数の秘密鍵で電子署名を行う必要がある仕組み）で顧客の秘密鍵を複数事業者間で分散管理する業者が本改正案による暗号資産交換業に該当するかどうかの確認
- (3) 国家間の規制の差異をなくし日本発の優秀なプロジェクトが規制の緩い海外に逃げないようにするための諸外国との合意形成の重要性についての大臣の見解

緑川貴士君（国民）

資金決済法等改正案

- ア 本改正案が地方自治体と民間団体が連携して行うICOに与える影響
- イ 地方自治体の外郭団体がセキュリティトークンを発行するに際し、本改正案による情報開示規制及び業規制を緩和する必要性
- ウ 地方自治体による暗号資産及びセキュリティトークンの発行・売買に関する地方自治法上の規制の有無
- エ 改正後の金融商品取引法とセキュリティトークンによる財源調達の可否が明記されていない地方自治法との整合性
- オ 資金決済法上規制のない地方自治体による暗号資産の発行についての地方自治法上の取扱いの確認
- カ 地方自治体がICOにより資金調達をすることについての大臣の所見
- キ 暗号資産交換業者間の競争を確保していくための望ましい競争環境
- ク 暗号資産交換業者に対する信頼性の高い方法（オフラインで秘密鍵を保管するコールドウォレット）による顧客暗号資産の管理の義務付け
 - a 顧客暗号資産を同管理方法で行わなければならない範囲
 - b 同管理の義務付けが暗号資産の迅速な売買を阻害するおそれ
- ケ 複数の秘密鍵を別々に複数の関連法人間で保有することで本改正案による規制を回避できる可能性

宮本徹君（共産）

- (1) 金融機関による顧客情報の第三者への提供
- ア 顧客本人の想像可能な範囲内又は期待が満たされる形での第三者による顧客情報の使用が世界の共通原則であることについての大臣の見解
 - イ 提供できる顧客情報の具体例
 - ウ 各種情報等の「第三者に提供する顧客情報」への該当性
 - a 金融機関で分析した付加価値顧客情報
 - b 要配慮個人情報等の機微情報
 - c 入出金記録等の口座情報や決済情報
 - d 金融機関によるプロファイリング結果
 - エ 提供先となる第三者の範囲に消費者金融業者、パチンコ、カジノ運営業者が含まれるか否かの確認
 - オ 情報の取扱いに関して金融機関に一般事業会社よりも厳格なルールが適用されている理由

- カ 本改正案における高齢者保護の手立ての有無
- キ 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」における第三者提供についての書面での本人の同意
 - a 同意書面上「個人データを提供する第三者」が企業グループの場合の記載方法
 - b 同意書面における「提供を受けた第三者における利用目的」及び「第三者に提供される情報の内容」の明示基準
 - c 同一目的での再利用時及び利用目的変更時に再同意を取得する必要性の確認
 - d 同意事項についての本人の理解度の確認方法
 - e スマートフォンのワンクリックによる同意が書面による本人同意として認められる可能性
 - f 個人情報の保護の観点から同ガイドラインを厳格化する必要性
- (2) 特定の消費者の脆弱性につけ込むような不適切な広告手法についての大臣の見解
- (3) 個人の信用力を数値化するスコアリングの普及により社会生活に関する様々なサービスから画一的に排除される可能性があるとの指摘についての政府の見解及び対策

串田誠一君（維新）

- (1) 資金決済法等改正案
 - ア 暗号資産における規制とイノベーションのバランス
 - a 同バランスが重要であるとした大臣の発言の意図
 - b 同バランスを図る上での自己責任と規制の強弱に対する考え方
 - c 投資家間の情報の非対称性の解消に係る政府の認識
 - イ 暗号資産とキャッシュレス化の関係性
 - ウ 暗号資産の在り方
 - a 国内における暗号資産取引は支払手段又は投機のいずれの目的で利用されていると政府は捉えているかの確認
 - b コンビニエンスストアにおける暗号資産の利用に対する政府の見解
 - エ オペレーションミス
 - a 業者のオペレーションミスが発生する状況
 - b システム自身の不備によって発生するミスであるという認識の確認
 - オ 国境を越えたインターネット上の暗号資産取引
 - a 日本企業と海外企業の識別が難しいことについての政府の対策
 - b 海外企業と取引を行う利用者保護を念頭に置いた海外規制当局との連携体制
 - カ 支払手段としての暗号資産の利用が少ない実態の中で、専ら利益を得る目的で行うような広告を禁止する規制を本改正案において行う趣旨
 - キ 「仮想通貨」から「暗号資産」へ呼称を変更する趣旨
- (2) ひとり親家庭対策
 - ア 支援策の体系
 - イ お互いが納得して行う協議離婚が9割という状況でひとり親となってしまう原因
 - ウ 共同親権、共同養育にすることによってひとり親が減るという指摘に対する政府の見解
 - エ 3月29日の予算委員会で総理が発表した、諸外国の共同親権制度の調査対象に母子家庭回避のための方策も含まれていることの確認

野田佳彦君（社保）

- (1) 資金決済法等改正案
 - ア 「仮想通貨」から「暗号資産」へ呼称を変更する趣旨

- イ 2017年改正資金決済法において当時の仮想通貨を法令上初めて位置づけたこと等がいわゆる仮想通貨バブルの始まりとなったという意見についての大臣の見解
 - ウ 暗号資産取引により利益を得た者に係る所得の捕捉及び課税の状況
 - エ 暗号資産を用いた証拠金取引で設定される上限倍率
 - オ 育成又は規制の観点からのICOに対する我が国の立ち位置
 - カ コインチェック社の仮想通貨約580億円が不正流出した原因についての大臣の見解
 - キ 本改正案による暗号資産交換業者に対する広告・勧誘規制にテレビのコマーシャルが対象となる可能性
- (2) 北朝鮮への対応
- ア 北朝鮮による仮想通貨交換業者に対するサイバー攻撃への対応策
 - イ 日朝首脳会談の開催は、無条件にではなく国際的な協調のもとで北朝鮮に対する経済制裁の効果がでてから行うべきとの意見についての外務副大臣の見解